

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

告示

○指定施業要件変更予定保安林 第284号 (森林保全課) 1

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立等の届出 第22号 (選挙管理委員会事務局) 2

公告

○大規模小売店舗の変更の届出 (商業流通課) 4
 ○土地改良事業計画書の縦覧 (農地計画課) 7
 ○森林法第189条の規定による掲示 (森林保全課) 7
 ○公共測量の実施 (用地課) 8
 ○公共測量の終了 (同) 9
 ○道路の位置の廃止 (建築指導課) 9
 ○開発行為の許可に基づく工事完了 (同) 9
 ○愛知県立学校実習助手及び寄宿舍指導員採用選考試験の実施 (教職員課) 9

正誤

○愛知県公報第124号 11

告示

愛知県告示第284号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年8月4日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
瀬戸市南白坂町91、92、95から97まで、101、102
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。



イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

瀬戸市白坂町273の2から273の4まで（以上3筆国有林）、272の2（次の図に示す部分に限る。）、272の1、272の3、273の1、275、278、279、280の1、280の3、中白坂町35・74の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1、2の1から2の3まで、4から8まで、8の1、9の1、9の2、10の1、10の2、11から15まで、16の1、16の2、17から19まで、19の1、20から25まで、25の1、26、27、28の1、28の2、30から34まで、36から49まで、49の1、50から73まで、74の2、75の1、75の2、76から81まで、82の1から82の6まで、83から88まで、90、93から95まで、97から100まで、101の2、101の4から101の21まで、103、105から108まで、西白坂町1、2、3の1、3の2、7、9から34まで、長谷口町138の1・138の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、84、99、101、123から125まで、145の1、145の2、146、152、153、156の1、156の2、164、166から177まで、針原町131、132

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県農林基盤局林務部森林保全課及び瀬戸市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

選挙管理委員会告示

愛知県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項、第17条第1項並びに第19条第2項及び第3項の規定に基づき、次の政治団体から設立した旨、届出事項に異動があった旨及び解散した旨並びに次の者から資金管理団体の指定をした旨及び資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和2年8月4日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

1 法第6条第1項の規定に基づく届出に係る政治団体の名称等

〔国会議員関係政治団体以外の政党の支部〕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	本支部を支部とする政党	1以上の市区町村の区域等を単位として設けられた支部	届出年月日
自由民主党西春日井郡支部	水野 富夫	清水 晃治	北名古屋市九之坪下葎田157番地	自由民主党本部	○	令和2.6.26

〔1号及び2号国会議員関係政治団体であるその他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（法第19条の7第1項第1号に係るもの）	公職の候補者の氏名及び公職の種類（法第19条の7第1項第2号に係るもの）	届出年月日
岬まき政策研究会	小出 麻紀	小出 麻紀	名古屋市中村区竹橋町38番5号	参議院議員	小出麻紀、参議院議員	令和2.6.19

〔国会議員関係政治団体以外のその他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
愛知県神谷まさゆき後援会	岩月 進	藤野 和博	名古屋市中区丸の内三丁目4番2号	令和2.6.1
愛知県薬剤師連盟瀬戸旭長久手支部	鈴木 謙吾	高橋 克憲	瀬戸市矢形町182-2	2.6.3
青山あきこを育てる会	青山 晃子	青山 高昌	岡崎市舞木町狐山8-7	2.6.4

江口まさし後援会	江口 昌史	小西 清成	丹羽郡大口町下小口七丁目10番地1	2.6.2
お辞め下さい大村秀章愛知県知事愛知100万人リコールの会	高須 克弥	田中 孝博	瀬戸市品野町6丁目53	2.6.2
たかは政治経済研究会	水野 富夫	水野 鉄夫	北名古屋市九之坪下葎田157	2.6.22
ふかつ後援会	深津 秀仁	加藤 克久	豊田市花沢町ヌマ13番地5	2.6.25
六ツ美北学区の伝統を守る会	名和 史朗	名和 優子	岡崎市明大寺町南山新切9-4	2.6.9
夢をえがく会	丹山 命	丹山 ゆみ	岡崎市井田新町9番地1	2.6.1
わがまち岡崎を考える会	青山 晃子	青山 高昌	岡崎市舞木町狐山8-7	2.6.23

備考 「1号及び2号国会議員関係政治団体」とは、法第19条の7第1項第1号に掲げる政治団体であって、かつ、同項第2号に掲げる政治団体であるものをいう。

2 法第7条第1項の規定に基づく届出に係る異動事項等
〔政党の支部〕

政治団体の名称	代 表 者 氏 名	異 動 事 項	異 動 事 項 の 内 容		異 動 年 月 日
			新	旧	
自由民主党愛知県宅建支部	伊藤 亘	代表者	伊藤 亘	岡本 大忍	令和2.5.26
		会計責任者	中村 征幸	米谷 雅弘	2.6.4
自由民主党愛知県名古屋市中川区第三支部	岡本 善博	主たる事務所の所在地	名古屋市 中川区横堀町3-1-1	名古屋市 中川区横堀町2-40	2.5.22
自由民主党中川区支部	岡本 善博	主たる事務所の所在地	名古屋市 中川区横堀町3-1-1	名古屋市 中川区横堀町2-40	2.5.22
日本維新の会参議院愛知県選挙区第1支部	小出 麻紀	主たる事務所の所在地	名古屋市中村区竹橋町38番5号	名古屋市東区古出来二丁目5番11号	2.6.19

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称	代 表 者 氏 名	異 動 事 項	異 動 事 項 の 内 容		異 動 年 月 日
			新	旧	
愛知県屋外広告業者政治連盟	國定 親	代表者	國定 親	池上 肇	令和2.5.21
		会計責任者	太田浩太郎	國定 親	
愛知県宅建政治連盟	伊藤 亘	代表者	伊藤 亘	岡本 大忍	2.5.26
		会計責任者	中村 征幸	米谷 雅弘	2.6.4
岩倉市医師連盟	檜木 治幸	主たる事務所の所在地	岩倉市栄町2-21	岩倉市神野町平久田70	2.5.30
		代表者	檜木 治幸	加藤 芳幸	
		会計責任者	押谷 誠	檜木 治幸	
お辞め下さい大村秀章愛知県知事愛知100万人リコールの会	高須 克弥	主たる事務所の所在地	名古屋市名東区牧の原3丁目106-2	瀬戸市品野町6丁目53	2.6.5
			名古屋市東区古出来1-1-2	名古屋市名東区牧の原3丁目106-2	2.6.22
刈谷医師連盟	丸上 善久	会計責任者	鈴木 一正	世古口 凡	2.6.6
須崎かん後援会	加藤 哲也	代表者	加藤 哲也	横地 潤朗	2.5.10
青年市長とあゆむ会	水野 義則	主たる事務所の所在地	尾張旭市根の鼻町一丁目5番地6	尾張旭市桜ヶ丘町西406番地	2.6.1
		代表者	水野 義則	篠田 一彦	
		会計責任者	水野 義則	篠田 一彦	
税理士による今枝宗一郎後援会	天野 公道	会計責任者	中嶋 康男	小林 優一	2.5.1
中部電力労働組合政治連盟名古屋総支部	堤 一宏	会計責任者	大森 勝	伊藤 稚隆	2.6.4

千代田会	伊藤 稚隆	代表者	伊藤 稚隆	長田 智治	2.6.4
東海市医師連盟	小嶋真一郎	会計責任者	小出 常雄	小島 邦義	2.5.30
名古屋商工連盟	山本 亜土	会計責任者	内田 吉彦	小川 秀樹	1.11.1
「日比たけまさ」を支援する会	日比 雄将	会計責任者	大森 勝	伊藤 稚隆	2.6.4
誇れる扶桑町をつくる会	片野 春男	会計責任者	鯖瀬 朗	片野 富男	2.4.3

3 法第17条第1項の規定に基づく届出に係る政治団体の名称等
〔政党の支部〕

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党西春日井郡支部	水野 富夫	令和1.12.31

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
梅岡ゆか後援会	梅岡 由佳	令和2.6.1
経鐘会	柚木 猛	平成27.12.31
減税日本尾張旭支部	水野 鐘太	27.12.31
たかは政治経済研究会	水野 富夫	令和1.12.31
水野鐘太ポリシーフォーラム	水野 鐘太	平成27.12.31
れいめいの会	水野 富夫	令和1.12.31

4 法第19条第2項の規定に基づく届出に係る資金管理団体の名称等

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定期間
青山 晃子	岡崎市議会議員	わがまち岡崎を考える会	岡崎市舞木町狐山8-7	令和2.6.19
小出 麻紀	参議院議員	岬まき政策研究会	名古屋市中村区竹橋町38番5号	2.6.19
水野 富夫	愛知県議会議員	たかは政治経済研究会	北名古屋市九之坪下葎田157	2.1.1

5 法第19条第3項第2号の規定に基づく届出に係る資金管理団体でなくなった団体の名称等

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
水野 鐘太	水野鐘太ポリシーフォーラム	平成27.12.31
水野 富夫	たかは政治経済研究会	令和1.12.31

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和2年8月4日

愛知県知事 大村 秀章

1 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニー株式会社

稲沢市天池五反田町1番地

代表取締役 関口 憲司

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
ピアゴ洞店
岡崎市洞町字的場33-1番地ほか23筆
- 3 大規模小売店舗の変更の日
縦覧による。
- 4 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項		変更前	変更後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称	ユニー株式会社	変更前に同じ
	代表者の氏名	代表取締役 佐古 則男	代表取締役 関口 憲司
	住所	稲沢市天池五反田町1番地	変更前に同じ
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	なし	同
小売業を行う者	氏名又は名称	ユニー株式会社	同
	代表者の氏名	代表取締役 佐古 則男	代表取締役 関口 憲司
	住所	稲沢市天池五反田町1番地	変更前に同じ
	その他小売業を行う者	11名(縦覧による)	10名(縦覧による)

- 5 大規模小売店舗の変更の理由
建物設置者及び小売業者の代表者の変更並びに小売業者の入退店のため。
- 6 届出の日
令和2年6月29日
- 7 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課(名古屋市中区三の丸三丁目1-2)
- 8 届出等の縦覧の期間及び時間
令和2年8月4日(火)から令和2年12月4日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで
- 9 意見書の提出期限及び提出先
令和2年12月4日(金)
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和2年8月4日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ユニー株式会社
稲沢市天池五反田町1番地
代表取締役 関口 憲司
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
ピアゴ洞店
岡崎市洞町字的場33-1番地ほか23筆
- 3 大規模小売店舗の変更の日
縦覧による。
- 4 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届出事項		変更前	変更後
施設の配置に関する事項	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	1,013.31㎡
			1,083.31㎡

	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による	縦覧による
		容量	119.94m ³	176.94m ³
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前10時（年間10日午前9時）	午前8時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後9時	午後9時30分
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前9時30分から午後9時30分まで（年間10日午前8時30分から午後9時30分まで）	午前7時30分から午後10時まで
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前7時から午後8時まで	午前6時から午後9時まで

- 5 大規模小売店舗の変更の理由
営業計画の変更のため。
- 6 届出の日
令和2年6月29日
- 7 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- 8 届出等の縦覧の期間及び時間
令和2年8月4日（火）から令和2年12月4日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- 9 意見書の提出期限及び提出先
令和2年12月4日（金）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

令和2年8月4日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ユニー株式会社
稲沢市天池五反田町1番地
代表取締役 関口 憲司
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
ピアゴ大治店
海部郡大治町大字花常字人見20
- 3 大規模小売店舗の変更をする日
令和2年9月1日
- 4 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届出事項		変更前	変更後
小売業を行う者	氏名又は名称	ユニー株式会社	変更前に同じ
	代表者の氏名	代表取締役 関口 憲司	同
	住所	稲沢市天池五反田町1番地	同
	その他小売業を行う者	1名（縦覧による）	同
店舗面積の合計		1,488m ²	同
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	152台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	60台

	荷さばき施設	位置	縦覧による	同	
		面積	33.48㎡	同	
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による	同	
		容量	76.3㎡	同	
	施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前10時	午前8時
		小売業を行う者の閉店時刻		午後9時	午後9時30分
来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前9時30分から午後9時30分まで	午前7時30分から午後10時まで		
駐車場の自動車の出入口		数	16箇所	変更前に同じ	
		位置	縦覧による	同	
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前6時から午後9時まで	同		

5 届出の日

令和2年7月9日

6 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和2年8月4日（火）から令和2年12月4日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

8 意見書の提出期限及び提出先

令和2年12月4日（金）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（安城荒井地区）の土地改良事業計画を定めたから、次のように土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和2年8月4日

愛知県知事 大村 秀章

1 期間

令和2年8月5日から令和2年9月2日まで

2 場所

安城市役所

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を関係町村役場に掲示した。

令和2年8月4日

愛知県知事 大村 秀章

1 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
北設楽郡豊根村坂字場字向山18の2、18の3及び18の12	三沢 大介
北設楽郡東栄町大字振草字古戸峯地1	青山 武雄
同	竹内 己一
同	岩瀬 正美
同	伊藤 安市
同	伊藤今朝吉
同	鈴木芳太郎
同	鈴木 清勝
同	伊藤 五三

同	伊藤房太郎
同	伊藤 昭代
同	岩瀬 政美
同	伊藤 安一
同	伊藤 安男
同	伊藤 伊一
同	伊藤 伊市
同	伊藤 豊作
同	小寺 ぬい
北設楽郡東栄町大字振草字古戸峯地14	内藤 吉行

2 通知の要旨

令和2年農林水産省告示第315号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する。

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を新城市役所に掲示した。

令和2年8月4日

愛知県知事 大村 秀章

1 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
新城市作手守義字三田武郎23	斎藤 進

2 通知の要旨

令和2年農林水産省告示第648号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する。

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を設楽町役場に掲示した。

令和2年8月4日

愛知県知事 大村 秀章

1 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
北設楽郡設楽町津具字向洞25の21	伊藤 喜文

2 通知の要旨

令和2年農林水産省告示第734号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する。

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、豊橋市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月4日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
豊橋市東田町、平川本町2丁目、平川本町3丁目、北岩田1丁目、岩田町、多米西町1丁目及び多米町	令和2年7月27日から令和3年3月31日まで	公共測量(基準点測量)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、豊田市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月4日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
豊田市花園町	令和2年4月24日から 令和3年2月19日まで	公共測量（基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、豊山町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月4日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
西春日井郡豊山町	令和2年7月22日から 令和3年3月18日まで	公共測量（都市計画基本図修正）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、豊田四郷駅周辺土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月4日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
豊田市四郷町	令和2年7月20日から 令和3年3月23日まで	公共測量（基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、名古屋法務局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年8月4日

愛知県知事 大村 秀章

作業地域	作業期間	作業種類
大府市桃山町1丁目及び桃山町2丁目	令和元年11月11日から 令和2年2月29日まで	公共測量（基準点測量）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定をした次の道路の位置を令和2年7月14日廃止した。

令和2年8月4日

愛知県知事 大村 秀章

指定番号	指定の年月日	指定道路の位置	指定道路の延長及び幅員
42指令建 3-82	昭和 42. 5.29	知多市八幡字前田63-1及び64-1	延長 33.00m 幅員 4.00

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和2年8月4日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
30尾建 96-235	平成 31. 1.28	三交不動産株式会社 取締役社長 高林 学	三重県津市丸之内9-18	尾張旭市旭前町3-6-2

令和3年度愛知県立学校実習助手及び寄宿舍指導員採用選考試験を次のように行います。

令和2年8月4日

愛知県教育委員会

1 試験の実施区分等

受験種別	試験の実施区分		採用予定人員	教科（科目）等
一般選考	高等学校	実習助手	17名程度 理科 3名程度 商業 1名程度 工業（機械） 4名程度	理科 商業 工業（機械） 工業（電気） 工業（化学工業） 工業（デザイン） 農業

			工業（電気） 4名程度 工業（化学工業） 1名程度 工業（デザイン） 1名程度 農業 3名程度	
	特別支援学校	実習助手	3名程度	—
		寄宿舎指導員	2名程度	—
障害者選考	高等学校	実習助手	一般選考の採用予定人員のうち、2名程度	一般選考に同じ。
	特別支援学校	実習助手		—
		寄宿舎指導員		—

注意 1 この試験は、愛知県立学校実習助手及び寄宿舎指導員の採用に当たり、選考資料とするために行います。
2 受験種別、試験の実施区分及び教科（科目）について一つのみ出願できます。

2 受験資格

(1) 一般選考

次の全てに該当する人に限ります。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に該当しない人

イ 昭和36年4月2日以降に生まれた人

(2) 障害者選考

(1)の受験資格に加えて、次のいずれかに該当する人に限ります。

ア 出願時において、身体障害者手帳を交付されており、その障害の程度が1級から6級までの人

イ 出願時において、療育手帳を交付され、又は児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、同法第18条第1項に規定する精神保健指定医若しくは障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項に規定する障害者職業センターにより知的障害者と判定されている人

ウ 出願時において、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人

3 試験の実施時期及び方法並びに試験会場

(1) 実施時期 令和2年11月7日（土）、予備日 令和2年11月8日（日）

(2) 実施方法 筆記試験（教養試験）、クレペリン検査及び口述試験

(3) 試験会場 愛知県総合教育センター（愛知郡東郷町諸輪上鉾68）

4 出願の手続

郵送又はインターネットにより出願してください。

なお、障害者選考に出願する場合は、郵送又はインターネットのいずれによる出願であっても、障害者手帳等の写しを愛知県教育委員会事務局管理部教職員課宛て郵送してください。

(1) 郵送による場合

ア 願書受付期間

令和2年8月28日（金）から令和2年9月7日（月）まで（令和2年9月7日（月）までの消印があるものに限り受け付けます。）

イ 郵送先及び受付場所

愛知県教育委員会事務局管理部教職員課
名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8534）

(2) インターネットによる場合

ア 申込受付期間

令和2年8月28日（金）午前10時から令和2年9月7日（月）午後5時まで

イ 申込方法

受験案内で詳しい申込手続を確認して、愛知県電子申請・届出システム（https://www.shinsei-e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_initDisplay.action）により申し込んでください。

5 受験案内及び願書の入手方法について

(1) ウェブページからのダウンロード

受験案内及び願書は、令和2年8月4日（火）から次のアドレスにてダウンロードできるようになります。

愛知県教育委員会ウェブページ：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kyosyokuin/>

(2) 郵送による請求

表に「実習助手及び寄宿舎指導員採用試験受験案内請求」と朱書きした封筒に、140円分の切手を貼った、郵便番号、宛先及び氏名明記の返信用封筒（A4判用紙（210ミリメートル×297ミリメートル）の

入るもの)を必ず同封し、愛知県教育委員会事務局管理部教職員課に請求してください。

6 合格者の発表の時期及び方法並びに採用の手続

(1) 試験の結果通知

試験の結果及び提出書類の審査により総合的に選考し、合格・不合格を決定し、令和3年1月4日付けで郵送により通知します。

(2) 採用の手続

令和3年4月1日付けで採用します。

7 給与等

初任給は、令和2年4月1日現在で算定すると次のとおりです(「地域手当等」は、地域手当、教職調整額、給料の調整額及び義務教育等教員特別手当の合計です。)

区 分	給 料 月 額	地 域 手 当 等	計
大卒(高等学校勤務)	211,800円	29,795円	241,595円
大卒(特別支援学校勤務)	211,800円	39,560円	251,360円
短大卒(高等学校勤務)	190,200円	26,621円	216,821円
短大卒(特別支援学校勤務)	190,200円	35,908円	226,108円
高卒(高等学校勤務)	170,100円	23,840円	193,940円
高卒(特別支援学校勤務)	170,100円	32,145円	202,245円

なお、高等学校卒業後の有用な経験を有する場合の初任給は、一定の基準により加算されます。

上記のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれ条件に応じて支給されます。

8 問合せ先

愛知県教育委員会事務局管理部教職員課県立学校人事グループ

電話(052)954-6769

正 誤

令和2年7月28日第124号愛知県告示第276号中「250,006㎡」は「250.006㎡」の誤り。

